

親子セット向け

市内
居住

親世帯と子世帯が令和7年11月17日（申込最終日）現在で同居している場合は申込みできません。

親子近居住宅（親子セット向け）の申込資格＜公営住宅＞

（親世帯・子世帯ともに、次の各項目の全部に該当する方に限ります。）

	親世帯用住宅の申込資格	子世帯用住宅の申込資格
申込資格	① 親世帯又は子世帯のどちらか一方が、現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと ② 60歳以上の単身者※のみか、又は配偶者との2人世帯のみで構成する世帯であること （配偶者と2人で入居する場合には、いずれか1人が60歳以上であること） ※単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。 ●申込最終日現在で②の資格を満たしている必要があります。 年齢は、申込最終日現在の満年齢です。	② 現在同居しているか、又は同居しようとする夫婦もしくは親子を中心とする2人以上の親族（内縁関係及び婚約者を含む。）で構成する世帯であること ただし、婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、<u>婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日まで^{（注）}であること</u>
	③ 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること ④ 現在、住宅に困窮されていること ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日から翌日から起算して5年を経過していない方でないこと ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと	
入居収入基	月額所得額 ＜公営住宅＞ 158,000円(259,000円※)以下 〔 2人家族の場合の年間総収入 3,511,999円(5,035,999円※)以下 〕	月額所得額 ＜公営住宅＞ 158,000円(259,000円※)以下 〔 4人家族の場合の年間総収入 4,471,999円(5,987,999円※)以下 〕

（注）今回の募集住宅の入居時期は、令和8年5月末頃までを予定しています。（入居予定時期を過ぎる場合もあります。）

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

・「配偶者からの暴力により被害を受けている方（10ページ参照）」は、一般世帯または単身者区分にお申込みください。

※（ ）の金額は、高齢者世帯等に該当する場合（9ページ参照）の金額です。

◎月額所得額の算出の際には親世帯と子世帯の収入を合算することはできません。

子世帯向け

市内
居住

市内
在勤

親世帯と子世帯が令和7年11月17日（申込最終日）現在で同居している場合は申込みできません。

親子近居住宅（子世帯向け）の申込資格＜公営住宅＞

（子世帯・親世帯ともに、次の各項目の全部に該当する方に限ります。）

	子世帯（申込者）の申込資格	親世帯の資格
申 込 資 格	① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）か、又は大阪市内に勤務先を有していること ② 現在同居しているか、又は同居しようとする夫婦もしくは親子を中心とする2人以上の親族（内縁関係及び婚約者を含む。）で構成する世帯であること ただし、婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、<u>婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日まで</u>（注）であること ③ 親世帯と同一区内での生活を希望されていること ④ 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること ⑤ 現在、住宅に困窮されていること ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと ⑧ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと	① 子世帯が申し込む市営住宅の所在する区内に居住している（住民登録をしている）こと ② 子世帯（申込者又は申込者の配偶者）の親で、60歳以上の単身者※のみか、又は配偶者との2人のみで構成される世帯であること （配偶者と2人で居住している場合には、いずれか1人が60歳以上であること） ※単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。 ●申込最終日現在で②の資格を満たしている必要があります。 年齢は、申込最終日現在の満年齢です。
入 居 収 入 基 準	月額所得額 ＜公営住宅＞ 158,000 円 (259,000 円※) 以下 { 4人家族の場合の年間総収入 4,471,999 円 (5,987,999 円※) 以下 } ＜改良住宅＞ 158,000 円以下 { 4人家族の場合の年間総収入 4,471,999 円以下 }	

（注）今回の募集住宅の入居時期は、令和8年5月末頃までを予定しています。（入居予定時期を過ぎる場合もあります。）

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

・「配偶者からの暴力により被害を受けている方（10 ページ参照）」は、一般世帯または単身者区分にお申込みください。

※（ ）の金額は、高齢者世帯等に該当する場合（9ページ参照）の金額です。

親世帯向け

市内
居住

市内
在勤

親世帯と子世帯が令和7年11月17日（申込最終日）現在で同居している場合は申込みできません。

親子近居住宅（親世帯向け）の申込資格＜公営住宅＞

（親世帯・子世帯ともに、次の各項目の全部に該当する方に限ります。）

	親世帯（申込者）の申込資格	子世帯の資格
申 込 資 格	① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）か、又は大阪市内に勤務先を有していること ② <u>60歳以上の単身者※</u>のみか、又は配偶者との2人のみで構成される世帯であること （配偶者と2人で入居する場合には、<u>いずれか1人が60歳以上であること</u>） ※単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。 ●申込最終日現在で②の資格を満たしている必要があります。 ③ 子世帯と同一区内での生活を希望されていること ④ 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること ⑤ 現在、住宅に困窮されていること ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日から翌日から起算して5年を経過していない方でないこと ⑧ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと 年齢は、申込最終日現在の満年齢です。	① 親世帯が申し込む市営住宅の所在する区内に居住している（住民登録をしている）こと ② 親世帯（申込者又は申込者の配偶者）の子で、夫婦又は親子を中心とする2人以上の親族（内縁関係を含む。）で構成する世帯であること
入 居 収 入 基 準	月額所得額 ＜公営住宅＞ 158,000 円 (259,000 円※) 以下 〔 2人家族の場合の年間総収入 3,511,999 円 (5,035,999 円※) 以下 〕	

（注）今回の募集住宅の入居時期は、令和8年5月末頃までを予定しています。（入居予定時期を過ぎる場合もあります。）

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

・「配偶者からの暴力により被害を受けている方（10 ページ参照）」は、一般世帯または単身者区分にお申込みください。

※（ ）の金額は、高齢者世帯等に該当する場合（9 ページ参照）の金額です。

若者夫婦・子育て世帯向け住宅の申込資格＜公営住宅・改良住宅＞

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

	公営住宅	改良住宅
申 込 資 格	① 現在大阪市内に居住している(住民登録をしている)か、又は大阪市内に勤務先を有していること ② 次のいずれかに該当される方。ただし、婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻(入籍)する日が該当住宅の本市の指定する入居契約日まで^(注)であること (ア) 現在同居しているか、または同居しようとする高等学校修了前とされる年齢(18 歳まで)の子ども(平成 19 年4月2日以降に生まれた方)を含む親子を中心とした2人以上の親族(内縁関係及び婚約者を含む。)で構成する世帯であること (イ) 申込者とその配偶者(内縁関係及び婚約者を含む。)のみからなる世帯であって、そのうち、いずれかが 40 歳未満であること ③ 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること ④ 現在、住宅に困窮されていること ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日から翌日から起算して 5 年を経過していない方でないこと ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと	
入 居 収 入 基 準	月額所得額 158,000 円(259,000 円[※])以下 〔 4人家族の場合の年間総収入 4,471,999 円(5,987,999 円[※])以下 〕	月額所得額 158,000 円以下 〔 4人家族の場合の年間総収入 4,471,999 円以下 〕

(注) 今回の募集住宅の入居時期は、令和 8 年 5 月末頃までを予定しています。(入居予定時期を過ぎる場合もあります。)

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。

・「配偶者からの暴力により被害を受けている方(10 ページ参照)」は、一般世帯または単身者区分にお申込みください。

※ () の金額は、高齢者世帯等に該当する場合(9 ページ参照)の金額です。

単身者向け

市内
居住

（単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。）

単身者向け住宅の申込資格＜公営住宅・改良住宅＞

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

	公営住宅	改良住宅
申 込 資 格	① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと ※ただし、配偶者からの暴力により被害を受けている方については 10 ページ参照。 ② 単身で居住され、日常生活ができる方のうち、次のいずれかに該当されていること なお、常時の介護が必要な方でも、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方であれば申し込むことができます。 (ア) 年齢が 60 歳以上の方 (イ) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が 1 級から 4 級までに該当する方又は同程度の障害がある方 (ウ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が 1 級から 3 級までに該当する方又は同程度の障がいがある方 (エ) 療育手帳（認定カード）の交付を受けている方又は同程度の障がいがある方 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで、又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当する方 (カ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 (キ) 生活保護を受けている方、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付を受けている方 (ク) 海外引揚者の方で、引き揚げから 5 年を経過していない方 (ケ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方 (コ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方 - 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による配偶者暴力相談支援センターの一時保護もしくは同法第 5 条の規定による婦人保護施設の保護又は本市が行う同法第 1 条第 2 項に規定する被害者の緊急時における一時保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方 - 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は法第 10 条の 2 の規定により裁判所がした退去命令又は接近てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方 ③ 申込者本人の収入が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること ④ 現在、住宅に困窮されていること ⑤ 申込者本人が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと ⑥ 申込者本人が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して 5 年を経過していない方でないこと ⑦ 申込者本人が暴力団員でないこと	
入 居 収 入 基 準	月額所得額 158,000 円 (259,000 円※) 以下 〔 年間総収入 2,967,999 円 (4,563,999 円※) 以下 〕	月額所得額 158,000 円以下 〔 年間総収入 2,967,999 円以下 〕

今回の募集住宅の入居時期は、令和 8 年 5 月末頃までを予定しています。（入居予定時期を過ぎる場合もあります。）

※（ ）の金額は、高齢者世帯等に該当する場合（9 ページ参照）の金額です。

一般世帯向け

市内
居住

市内
在勤

※単身で入居予定の方は申込みできません。

一般世帯向け住宅の申込資格＜公営住宅＞

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

	公営住宅
申込資格	① 現在大阪市内に居住している(住民登録をしている)か、又は大阪市内に勤務先を有していること ※ただし、配偶者(生活の本拠を共にする交際相手を含む。)からの暴力により被害を受けている世帯については10ページ参照。 ① 現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)があること 婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、<u>婚姻(入籍)する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日まで</u>(注)であること ② 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること ③ 現在、住宅に困窮されていること ④ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日から翌日から起算して5年を経過していない方でないこと ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと
入居収入基準	月額所得額 158,000 円(259,000 円※)以下 〔 4人家族の場合の年間総収入 4,471,999 円(5,987,999 円※)以下 〕

(注)今回の募集住宅の入居時期は、令和8年5月末頃までを予定しています。(入居予定時期を過ぎる場合もあります。)

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。

※ ()の金額は、高齢者世帯等に該当する場合(9ページ参照)の金額です。

一般世帯向け

市内
居住

※単身で入居予定の方は申込みできません。

一般世帯向け住宅の申込資格＜公営住宅・改良住宅＞

各住宅種別における次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

	公営住宅	改良住宅
申 込 資 格	① 現在大阪市内に居住している(住民登録をしている)こと ※ただし、配偶者(生活の本拠を共にする交際相手を含む。)からの暴力により被害を受けている世帯については10 ページ参照。 ② 現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)があること 婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、<u>婚姻(入籍)する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日まで</u>(注)であること ① 入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること ② 現在、住宅に困窮されていること ③ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと ④ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと	
入 居 収 入 基 準	月額所得額 158,000 円(259,000 円※)以下 〔4人家族の場合の年間総収入 4,471,999 円(5,987,999 円※)以下〕	月額所得額 158,000 円以下 〔4人家族の場合の年間総収入 4,471,999 円以下〕

(注) 今回の募集住宅の入居時期は、令和8年5月末頃までを予定しています。(入居予定時期を過ぎる場合もあります。)

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。

※ ()の金額は、高齢者世帯等に該当する場合(9ページ参照)の金額です。

2 申込み及び抽選方法

- (1) 申込みは、1世帯1件に限ります。なお、親子セット向け住宅は2戸を1組として受付、抽選します。
- (2) 申込書提出後の申込内容の変更は一切できません。
- (3) 当選後に住宅等の変更は認められません。
- (4) 次のような場合は、申込みを無効とし、当選されたとしても失格となります。
 - ① 1世帯による2件以上の申込み、又は、同一人が申込者・同居者として複数区分に申込んだ場合（すべての申込みが無効）
 - ② 当選後、「収入証明書」等の書類提出による資格審査の結果、入居収入基準等が不適格である場合
 - ③ 申込資格がない場合
※申込者本人及び同居する者が市営住宅の未納家賃等がある場合や、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）により退去し、退去した日の翌日から起算して5年を経過していない場合については、申込みができません。
なお、暴力団員であることや市営住宅の未納家賃があること等申込資格のないことが申込み受付後に判明した場合は、たとえ当選されても、入居決定を取り消します。
 - ④ 家族を不自然に分割又は合併した申込みの場合
離婚予定では申込みできません。
夫婦の分離等。ただし、配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により、被害を受けている方とその子ども（扶養する未成年の子が含まれること。）から構成される世帯（配偶者等と同居している場合を除く。）又は单身の方で、その証明を受けられる世帯又は单身の方が「一般世帯向け」又は「单身者向け」区分の公営住宅・改良住宅に申込みされる場合を除きます。また、離婚訴訟中等の場合には、家族を不自然に分割又は合併した申込みとならない場合があります。
 - ⑤ 申込みされた応募区分の資格を確認できない場合
 - ⑥ 申込内容が事実と相違したり、事実であることの確認ができない場合
 - ⑦ 申込区分等の必要事項が記載されていない場合
※申込資格の確認のために必要ですので、申込書裏面の「住宅事情等」の欄も必ず記入してください。
 - ⑧ 申込書に記載した全員が同時に入居できない場合
当選された場合、入居予定者の変更は、出生・死亡等やむをえない理由によるほかは認めません。
- (5) 申込必要書類（郵送でお申込みの場合）
申込書、切手（申込書の必要箇所に貼付）
※郵送する場合は、所定の封筒を使用し、封筒・申込書とも必要箇所に切手を貼付してください。
- (6) 抽選番号は、受付後、一括して申込区分番号別に一連番号をつけ、抽選日の前日までに届くように直接申込者あてに通知します。無効または失格となった方に対しても、その旨を通知します。
- (7) 抽選は公開により「一連番号方式」という方法で行い、入居候補者を選出します。あわせて当選順位を決定します。抽選の結果については、抽選日の翌日以降に大阪市営住宅募集センター、都市整備局住宅部管理課、住情報プラザ、住宅管理センターに当選番号簿を備えるほか、新聞各社に対し、情報提供を行います。また、抽選日の翌日以降に大阪市都市整備局のホームページでも掲載します。なお、当落にかかわらず申込者全員に「抽選結果通知票（郵便はがき）」（電子申請の場合はマイページ及び電子メール）で通知します。
- (8) **平成28年11月以降のこの募集の申込みは、「11回落選実績保有者向け募集」の申込回数に含まれますので、落選された場合でも、「抽選結果通知票（郵便はがき）」は大切に保管してください。**

3 収入基準

収入基準

申込者及び同居する者の過去1年間の所得金額の合計から同居する者及び現に所得税法上の扶養控除を受けている親族1人につき380,000円を控除し、さらに特別控除がある場合は、その額を控除した金額を12で除した額が次の範囲内であること。

- ① 公営住宅 158,000円(259,000円※)以下
- ② 改良住宅 158,000円以下

※()の金額は、高齢者世帯等に該当する場合の上限の額です。(「4 高齢者世帯等について」参照)

4 高齢者世帯等について

高齢者世帯等とは、次の(1)・(2)・(3)・(4)のいずれかに該当する世帯のことと、公営住宅では月額所得額が158,000円を超えていても、259,000円以下の方であれば申込みできます。

- (1) 申込者本人が60歳以上で、同居者すべてが60歳以上である世帯
年齢については、令和7年11月17日(申込最終日)現在の満年齢です。
- (2) 高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子ども(平成19年4月2日以降に生まれた方)がおられる世帯
- (3) 申込者とその配偶者(内縁関係及び婚約者を含む。)のみからなって、そのうち、いずれかが40歳未満である世帯
- (4) 申込者本人又は同居者のうち、下記のいずれかに該当する方がおられる世帯
 - ① 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までに該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ② 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級もしくは2級に該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ③ 療育手帳(認定カード)の交付を受けている方で、障がいの程度がAもしくはB1に該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
 - ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑥ 海外引揚者の方で、引き揚げから5年を経過していない方
 - ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方

5 単身者向け区分の申込みについて

(1) 精神障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができる必要があります。

(当選後、必要に応じて大阪市こころの健康センターにおいて面談を行い、上記に該当する方であることを確認します。)

(2) 知的障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができる必要があります。(当選後、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課において面談等を行い、上記に該当する方であることを確認します。)

6 配偶者からの暴力により被害を受けている方について

※「一般世帯」区分および「単身者」区分以外には、お申込みいただけません。

(1) 単身者区分に申込みされる方

- ・単身者申込資格（5ページ参照）②（コ）のみに該当する方

配偶者からの暴力を理由とした一時保護が終了して5年以内であることの証明を配偶者暴力相談支援センター等（大阪市配偶者暴力相談支援センター、大阪府女性相談センター等）で受けられること又は裁判所による保護命令の効力発生日から5年以内であり、当該保護命令決定書の写し等を提出できることのいずれかが必要となります（※詳しくは、大阪市配偶者暴力相談支援センター（06-4305-0100）又は大阪府女性相談センター（06-6949-6022）へお問い合わせください。）。

なお、現在の居住地が住民登録地と異なる場合は、現在居住している住宅の直近の公共料金（電気代、水道代、ガス代のいずれか）の領収書（本人名義であること）等により居住の確認ができること又は大阪市各区保健福祉課（福祉業務担当）等において、申込最終日現在、当該居住地に居住していることの証明を受けられることが必要です。

- ・単身者申込資格（5ページ参照）②（ア）から（ケ）までのいずれかに該当する方

現在、大阪市内等に居住し、かつ、配偶者からの暴力により被害を受けている方のみの世帯であることの証明書（大阪市各区保健福祉課等において発行）が必要となります。

なお、現在の居住地が住民登録地と異なる場合は、この証明書により申込最終日現在、当該居住地に居住していることの証明を受けられることが必要です。

（注）証明書は、入居資格審査時に提出していただきます。

(2) 一般世帯区分に申込みされる方

配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により被害を受けている方とその子ども（扶養する未成年の子が含まれること。）から構成される世帯（配偶者等と同居している場合を除く。）で、大阪市各区保健福祉課（福祉業務担当）等において、現在大阪市内等に居住し、配偶者からの暴力による被害世帯である証明を受けられることが必要です。

（注）証明書は、当選後の入居資格審査時に提出していただきます。

※当該被害者が、概ね1年前から申込最終日までに、公的相談機関（配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉課（福祉業務担当）等）において、その被害に関し面談による相談を行った事実があり、事実確認ができることが必要です。

7 事故住宅について

住戸内等において人身事故の発生した住宅や、孤立死で発見が遅れた等の住宅（以下「事故住宅」という。）のうち貸付可能な住宅について募集を行います。（「申込みのしおり」に事故住宅であることを明記します。）

なお、事故の原因等については、募集住宅一覧表の備考欄に記載されています。